



第 [redacted] 号
平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日

[redacted] 様

東京法務局長 [redacted]



帰化の許可通知について

平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日付け帰化許可申請については、
平成 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日付け法務省告示第 [redacted] 号により
許可されたので、通知します。

- (注) 1 帰化を許可された者は、告示の日から1か月以内に帰化後の本籍地又は所在地の市区町村長に帰化の届出をしなければなりません。この期間内に正当の理由がなくて届出をしないときは、3万円以下の過料に処せられることがありますので、注意してください。
- なお、帰化の届出をする場合には、法務局から交付された「帰化者の身分証明書」を必ず添付しなければなりません。
- 2 帰化を許可された者は、帰化の日から14日以内に外国人登録証明書を居住地の市区町村長に返納しなければなりません。この期間内に返納しないときは、20万円以下の罰金又は5万円以下の過料に処せられることがありますので、注意してください。